

## **新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画**

令和6年3月1日改正

# 1.基本方針

当法人において事業継続計画（BCP）を策定・運用する目的とともに、当法人の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での基本方針は以下のとおりである。

## （1）BCP 策定・運用の目的

### ①利用者の安全確保

当法人は、障害福祉事業を運営し、放課後デイ・就労継続 B の福祉サービスを提供している。

利用者は一般人に比べ相対的に重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

### ②サービスの継続

利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。命優先で行動する。

### ③職員の安全確保

業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して職員の生命や生活を維持しつつ、感染防止に努める。

（2）本 BCP の適用範囲は、特定非営利活動法人 NPO デフ Network かごしまの全組織とする。

本部	鹿児島市草牟田 2 丁目 7-1 8 デフネットビル 2F
就労継続支援 B 型事業 ぶどうの木	鹿児島市草牟田町 6-1 松尾ビル 1F
就労継続支援 B 型事業 薩摩わっふる	鹿児島市草牟田 2 丁目 7-1 8 デフネットビル 1F
放課後等デイサービス デフキッズ	鹿児島市下伊敷 1-43-2 コーポ種子田 2F
共同生活援助 SignTerrace	鹿児島市草牟田 2 丁目 48-12

共同生活援助 PalmTerrace	鹿児島市草牟田町 10 番 31 号
-----------------------	--------------------

## 2. 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

### 1 対応主体

特定非営利活動法人 NPO デフ Network かごしまの統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 体制構築・整備	<b>全体を統括する責任者・代行者を選定</b>  ◆ <b>体制整備</b> 事前準備時の以下役割分担・代行者を選定 ・ 全体統括・情報収集・利用者家族等への情報提供 ・ 感染予防対応に関する業務の統括 ・ 業務継続対応に関する業務の統括 (地域感染期)における体制の在り方 ・ 特定非営利活動法人 NPO デフ Network かごしまに 対策本部を設置  ◆ <b>意思決定者・担当者の決定</b> 事前準備時の以下意思決定者・担当者を選定 <b>理事長</b> ・ 法人本部組織の統括・緊急対応に関する意思決定 <b>副理事</b> ・ 理事長のサポート・運営実務の統括 ・ 関係各部署への指示 <b>各施設長</b> ・ 副理事のサポート・関係各部署との窓口 ※施設長が、理事長、副理事を兼務している場合は、現場リーダー

**◆役割分担**

事前準備時の以下役割分担を決定

全体統括、情報収集、利用者家族等への情報提供、感染予防対応に関する統括（主に準備）等を決定

（２）

情報の共有・連携      ◆情報共有範囲の確認

- ・特定非営利活動法人 NPO デフ Network かごしまの統括のもと、関係部門が得た情報を共有する。
- ・グループ LINE や Zoom を活用する
- ・保健所・病院等とのやり取りは電話で行い、内容を記録し上記 LINE にて情報を共有する

**◆報告ルールの確認**

- ・家族とのやり取りは電話や LINE で行う。

**◆報告先リストの作成・更新**

- ・書面で作成する。随時更新する
- ・報告先リストの情報は電話番号・メールアドレス・関係部署・担当者を明記する（必要最低限）

<p>(3) 感染防止に向けた 取組の実施</p>	<p><b>必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施</b></p> <p>◆最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体統括・情報収集・利用者家族等への情報提供・感染予防対応に関する統括担当者の指示により、情報収集担当者が情報収集にあたる</li> <li>・状況によっては、他スタッフが情報収集担当者をサポートする</li> </ul> <p>◆基本的な感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用</li> </ul> <p>注：マスク着用を嫌がる（感覚過敏、呼吸疾患等）、異食する危険がある利用者に対しては装着を強いない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い・うがい・咳エチケットの励行</li> <li>・3密を避ける（密室、密閉、密集、ソーシャルディスタンス等）</li> <li>・利用者家族等との連絡方法の整理</li> <li>・職員に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育</li> <li>・備蓄品管理</li> <li>・ハイリスク職員（妊婦、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者、高血圧、糖尿病等の基礎疾患）の把握</li> </ul> <p>※新型コロナウイルスに罹患すると重篤化する恐れがある者</p>
-----------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定接種の登録手続 ※新型コロナウイルスワクチン</li> <li>※上記に付随して以下を整理</li> <li>* 接種対象の特定</li> <li>* 集団接種体制の確保（新型コロナウイルスワクチン接種開始時） （接種対象が 100 名未満なら登録の事業者団体と体制構築につき協議が必要）</li> <li>・ 保健所・病院等と特定接種等に関して事前協議</li> <li>・ 特定接種の同意取り付けが困難な者をリストアップ</li> <li>・ 病院と感染者受入等に関して事前協議 等</li>   <li>◆ <b>利用者・職員の体調管理</b></li> <li>・ 職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備</li> <li>・ その他、体調について報告を受ける体制の確保</li>   <li>◆ <b>事業所内出入り者の記録管理</b></li> <li>・ 来所者向け検温ルールの整備</li> </ul>
<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>保管先・在庫量の確認、備蓄</b></li> <li>・ 各事業所の倉庫に保管する。持ち出したら必ず個数を明記する</li> <li>※使用頻度の高い備品（各種マスク、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム液等）の在庫が切れないうち徹底する</li>   <li>◆ <b>委託業者の確保</b></li> <li>・ 委託業者の稼働情報を適宜入手</li> <li>・ 万が一、クラスターや感染者が出た場合の全体消毒に関しては保健所の指示に従う</li> </ul>

<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<p>◆<b>職員の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証したうえで下記の事項を検討、実施する</li> <li>・人手不足が発生することが見込まれる段階で、同一法人内別事業所等に応援を要請する</li> <li>・人手不足が発生することが見込まれる段階で、連携する事業所等※に応援を要請する</li> </ul> <p>※連携する施設等従事者が感染者である可能性があることに留意</p> <p>◆<b>相談窓口の設置</b></p> <p>各事業所にて相談窓口を設置して電話・メール等に対応する</p>
<p>(6) 業務調整</p>	<p>◆<b>運営基準との整合性確認</b></p> <p>施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>業務 A：継続業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的に継続する業務・通常と同様に継続すべき業務</li> </ul> </li> <li>○<b>業務 B：追加業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務</li> </ul> </li> <li>○<b>業務 C：削減業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模、頻度を減らす業務</li> </ul> </li> <li>○<b>業務 D：休止業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の業務</li> </ul> </li> </ul> <p>◆<b>業務内容の調整</b></p> <p>表1を参照</p>

<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<p>◆<b>BCP（事業継続計画、Business Continuity Plan）の共有</b> 計画通り従業員が行動できるようにする為、常日頃から事業継続計画（業務継続計画ガイドライン）を従業員間で共有し、計画した BCP に漏れや改善点がないかを確認し、通常業務におけるリスク意識が向上する</p> <p>◆<b>BCP の内容に関する研修</b> 社員研修（新入社員教育など） 社内で研修会を実施し、BCP のポイントを説明する機会を設ける 経営陣が「会社をあげて BCP を重要視している」といったメッセージを伝えることが、社員一人ひとりの BCP に対する意識を向上させる</p> <p>内容例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BCP を重要視している理由の共有</li> <li>・ BCP の取り組みを共有</li> <li>・ 発生時の行動や役割の共有</li> </ul> <p>◆<b>BCP の内容に沿った訓練</b> 机上訓練 BCP で検証したいあるテーマをもとに発生シナリオを作成 そのシナリオに対してどのように対処するか、参加者が一室に集まって、その名の通り机上上でシミュレーションする訓練をする</p>
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<p>◆<b>課題の確認、定期的な見直し</b> 訓練終了後、参加者にアンケートを書いてもらう ここで出た意見によって、現在の BCP の不足事項や、今後の検討事項などを洗い出すことができる</p>

### 3. 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

#### 1 対応主体

特定非営利活動法人 NPO デフ Network かごしまの統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	澤田利江	各施設長および現場リーダー
医療機関、受診・相談センターへの連絡	澤田利江	各施設長および現場リーダー
利用者家族等への情報提供	澤田利江	各施設長および現場リーダー
感染拡大防止対策に関する統括	澤田利江	各施設長および現場リーダー

#### 2 対応事項

(1) 第一報	<ul style="list-style-type: none"><li>◆<b>管理者へ報告</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理者（施設長等）へ報告する</li><li>・ 管理者不在時は、代行者へ報告する</li></ul></li> <li>◆<b>地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係医療機関やかかりつけ医などの地域で身近な医療機関に連絡する。相談先に迷った場合などは、最寄りの保健所の「受診・相談センター（旧帰国者・接触者相談センター）」に連絡する</li></ul></li> <li>◆<b>事業所内・法人内の情報共有</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報の取り扱いに注意する</li><li>・ 情報の共有は家族、事業所内・法人内の最小限に止める</li></ul></li> <li>◆<b>指定権者への報告</b><p>指定権者へ感染の疑いがある者の旨を連絡し、指示を仰ぐ</p></li></ul>
---------	---

	<p><b>◆相談支援事業所への報告</b> 相談支援事業所へ感染の疑いがある者の旨を連絡する</p> <p><b>◆家族への連絡</b> 発熱等により感染の疑いがある旨を連絡し、初動対応について説明する</p>
(2) 感染疑い者への対応	<p><b>【利用者】</b></p> <p><b>◆サービス休止</b> 感染の疑いがある利用者の安全が確認されるまではサービスの提供を休止とする</p> <p><b>◆医療機関受診</b> かかりつけの医療機関や事業所関係医療機関へ受診するように伝え、受診拒否が発生した場合は、保健所からの指示を仰ぐようにと伝える。可能であれば、事業所が介入し受診可能医療機関を探す</p>
(3) 消毒・清掃等の実施	<p><b>◆場所（居室・共用スペース等）、方法の確認</b> 感染の疑いがある利用者が発生した場合には、感染有無に限らず、その日のうちに消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム液等を用いて消毒を行う</p> <p>消毒委託業者の稼働状況により、対職員か対委託業者か異なる</p>

## 4. 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

### 1 対応主体

特定非営利活動法人 NPO デフ Network かごしまの統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	澤田利江	各施設長および現場リーダー
関係者への情報共有	澤田利江	各施設長および現場リーダー
再開基準検討	澤田利江	各施設長および現場リーダー

### 2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項
<p><b>◆都道府県・保健所等と調整</b> 鹿児島県、鹿児島市、保健所等の関係機関との協議により、休業の可否を検討する</p>
<p><b>◆オンライン支援の実施検討</b> 休業の場合、オンライン支援を検討する 鹿児島県、鹿児島市、保健所等の関係機関との協議により、安全が確認され次第、本来の来所による支援に移行する</p>
<p><b>◆相談支援事業所との調整</b> 感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を要する場合には、相談支援事業所へ連絡の上、利用者の受け入れ先等の調整を行う</p>
<p><b>◆利用者・家族への説明</b> 文書またはメール、電話にて説明をする 保健所等の関係機関からの指示を仰ぎ、感染者・濃厚接触者の最小限の情報に留め、利用者および家族へ休業の説明をする</p>

### ◆再開基準の明確化

保健所等の関係機関と協議の上、安全が確認され次第再開する

## 5. 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	澤田利江	各施設長および現場リーダー
関係者への情報共有	澤田利江	各施設長および現場リーダー
感染拡大防止対策に関する統括	澤田利江	各施設長および現場リーダー
勤務体制・労働状況	澤田利江	各施設長および現場リーダー
情報発信	澤田利江	各施設長および現場リーダー

### 2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 保健所との連携	<p>◆濃厚接触者の特定への協力</p> <p>濃厚接触者または疑いのある利用者および従事者は、感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リストを作成し報告する</p> <p>◆感染対策の指示を仰ぐ</p> <p>感染拡大防止体制を整える為、感染対策の指示を仰ぎ、早急に感染拡大防止に努める</p>

<p>(2) 濃厚接触者への対応</p>	<p><b>【利用者】</b></p> <p>◆<b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、保健所等の判断を仰ぐ</li> <li>・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認</li> <li>・可能な限り、感染者等に発症前1週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認</li> <li>・上記情報から濃厚接触者を確定 <ul style="list-style-type: none"> <li>※組織実態に応じて臨機応変に判断</li> <li>⇒（参考）濃厚接触者とする例 <ul style="list-style-type: none"> <li>*感染者と同居している者</li> <li>*感染者と食事等をともにした者</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・該当者に1週間の来所を禁止</li> </ul> <p>◆<b>相談支援事業所との調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機期間中に受け入れの調整をする</li> </ul> <p><b>【職員】</b></p> <p>◆<b>自宅待機</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、保健所等の判断を仰ぐ</li> <li>・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認</li> <li>・可能な限り、感染者等に発症前1週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認</li> <li>・上記情報から濃厚接触者を確定</li> <li>※組織実態に応じて臨機応変に判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒（参考）濃厚接触者とする例 <ul style="list-style-type: none"> <li>*感染者と同居している者</li> <li>*感染者と食事等をともにした者</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・該当者に1週間の就業を禁止</li> </ul>
----------------------	---

<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<p>◆在庫量・必要量の確認 消毒作業に必要な量の防護具・消毒液等を用意しておく 委託業者の稼働状況の把握に努める</p> <p>◆調査先・調達方法の確認 防護具・消毒液等はサイトを通じ、調達する 急を要する時は、地域の福祉サービスに援助を求める</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<p>◆事業所内・法人内での情報共有 再感染者を発生させない為にも事業所、法人内の人物一人一人に情報 の共有をしっかりと行う</p> <p>◆利用者・家族との情報共有 再感染者が発生しないように、また安心安全に利用していただく為 にも感染拡大防止策等について、常に報告や開示ができるよう体制 を整えておく</p> <p>◆自治体（指定権者・保健所）との情報共有 必要な情報をすぐに伝達できるような体制を整える</p> <p>◆関係業者等との情報共有 場面ごとに必要な関係業者をリスト化する</p>

<p>(5) 過重労働・メンタルヘルス対応</p>	<p>◆<b>労務管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討・シフト変更</li> <li>・職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証</li> <li>・「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と合わせ、業務遂行のためのシフト変更実施</li> </ul> <p>◆<b>長時間労働対応</b></p> <p>前提として、以下を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間管理をしっかりとやる</li> </ul> <p>長時間労働を余儀なくされる状況が一定期間続く場合、状況に応じて、以下のように対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週に1日は完全休日をもうけるようシフトを組む（毎週日曜日）</li> <li>・ひと月あたりの残業が 80 時間を超える者に対して、医師による面談・健康状態等へ助言を実施 等</li> </ul> <p>◆<b>コミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者がでないように努める</li> </ul>
<p>(6) 情報発信</p>	<p>◆<b>関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</b></p> <p>特定非営利活動法人 NPO デフ Network かごしま 理事長 澤田利江が全責任を持って対応する。</p>

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和3年4月1日	作成
令和6年3月1日	1.基本方針 (2) 改正

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

## **(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先**

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」 :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

○令和 2 年 7 月 3 日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和 2 年 5 月 28 日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付事務連絡）」に関する

○令和 2 年 10 月 15 日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)